

平成 27 年度第 1 回岩手県いじめ再調査委員会会議録

- 1 開催日時  
平成 28 年 2 月 17 日（水）19 時～21 時 20 分
- 2 開催場所  
岩手県庁 12 階 特別会議室
- 3 出席者  
〔岩手県いじめ再調査委員会委員〕  
新妻二男会長 姉帯幸子委員 春日菜穂美委員 千葉昭好委員 吉田智之委員  
  
〔県〕  
風早総務部長 佐藤総務部副部長兼総務室長 佐藤法務学事課総括課長  
千葉私学・情報公開課長 佐々木主任主査 古澤主事 中村主事  
大林首席指導主事兼生徒指導課長 佐々木（寛）指導主事 佐々木（淳）指導主事
- 4 欠席者  
なし
- 5 会議の状況  
別紙のとおり

## 1 開会

### ○佐々木主任主査

おまたせいたしました。ただいまから、平成27年度第1回岩手県いじめ再調査委員会を開催いたします。

法務学事課主任主査の佐々木と申します。議事に入るまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、委員5名中、5名全員にご出席いただいておりますので、岩手県いじめ再調査委員会条例第5条第2項により定足数に達しており、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

## 2 あいさつ

### ○佐々木主任主査

それでは会議に先立ちまして風早総務部長から挨拶申し上げます。

### ○風早総務部長

総務部長の風早でございます。

平成27年度第1回いじめ再調査委員会の開催にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

まず、各委員の皆さまには、昨年度の要綱に基づく委員会設置時から引き続いて、岩手県いじめ再調査委員会委員へご就任をいただき、心から感謝を申し上げます。

また、日頃から、本県の教育振興にご支援、御尽力をいただいておりますことにつきましても、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、県では、今般、県内の中学生が自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生したこと、これを重く受け止めまして、「いじめ防止対策推進法」に則り、いじめ問題への適切な対応を図るため、改めて県条例に基づきまして、県内関係機関の連携のもと、いじめ防止対策等を協議する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置するとともに、いじめにより児童生徒の生命に重大な被害が生じた場合の重大事態について、知事が必要と認める場合に調査を行う「いじめ再調査委員会」を県の附属機関として設置したところであります。

また、教育委員会では、いじめ防止のための対策について調査審議を行います「いじめ問題対策委員会」を新たに附属機関として設置をしております。

こうした取組は、各団体や関係機関等が一丸となり、県民総がかりとなっていじめ問題に対応していくことの第一歩であると捉えております。

本委員会は、県内私立学校や県立学校における重大事態について、学校設置者や学校による調査に対し再調査が必要となった場合に、専門的な知識を有する方々により公平性・中立性が担保され、より確実に迅速な調査体制を構築するため、条例に基づきまして調査組織として設置されたものでございます。

本日お集まりいただきました委員の皆様方には、重大事態への対処又は再発防止のために必要とされる場合には、調査をお願いすることになりますが、岩手の将来を担う子ども達のために、お力添えをいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

本日の委員会では、法律及び県条例に基づくいじめ問題への対応についてのご理解を図っていただきますとともに、それぞれの専門的な見地から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

## 3 委員紹介

### ○佐々木主任主査

続きまして、本日が条例施行後、第1回目の会議となりますので、委員の皆さまを千葉私学・情報公開課長から御紹介申し上げます。

○千葉私学・情報公開課長

総務部法務学事課私学・情報公開課長の千葉でございます。お手元でございます岩手県いじめ再調査委員会委員名簿の記載順に御紹介させていただきます。

弁護士の姉帯幸子委員でございます。

盛岡大学文学部教授であり臨床心理士でもあります春日菜穂美委員でございます。

一般社団法人岩手県社会福祉士会会長の千葉昭好委員でございます

岩手大学教育学部長の新妻二男委員でございます。

岩手医科大学医学部神経精神科学講座助教の吉田智之委員でございます。

次に、事務局職員を紹介いたします。

風早正毅総務部長でございます。

佐藤博総務部副部長兼総務室長でございます。

佐藤一男法務学事課総括課長でございます。

私学振興担当の佐々木良生主任主査でございます。

同じく、古澤主事、中村主事でございます。

県教育委員会事務局学校教育室から

大林裕明首席指導主事兼生徒指導課長でございます。

佐々木寛指導主事でございます。

佐々木淳一指導主事でございます。

私は法務学事課私学・情報公開課長の千葉政典でございます。よろしく願いいたします。

4 議事

○佐々木主任主査

それでは議事に入らせていただきたいと思います。資料1、5ページ岩手県いじめ再調査委員会条例をご覧くださいと存じます。

この条例第3条第1項に、「委員会に委員長を置き、委員の互選とする。」とあり、また、第2項において「委員長は、会務を総理し、会議の議長となる」とございます。

つきましては、新委員長が選任されるまでの間、暫時、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、次第3議事の(1)、委員長の互選に入らせていただきます。まず、選任の方法についてお諮りします。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

(事務局一任の声)

○佐々木主任主査

ただいま、事務局一任との御意見がございましたが、皆様ご異議ございませんでしょうか。

それではご異議がないようですので、千葉課長から事務局案をお示しいたします。

○千葉私学・情報公開課長

事務局案といたしましては、委員長は、新妻委員にお願いしたいと考えてございます。

○佐々木主任主査

委員長は新妻委員という案でございますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、御異議がないようですので、委員長は新妻委員にお願いいたします。

委員長に選出されました新妻委員は議長席へ御移動いただき、一言御挨拶をお願いいたします。

○新妻委員

それでは、前回の委員会から引き続いてということになりますが、皆様の御協力を得ながら会を進めて参りたいなと思っております。それから、先程ご紹介のありましたように、条例ができてそれに則ったうえでの新しい委員会ということで、俗にいえばリセットされた委員会ということになるかと思っておりますけれども、顔ぶれが前回と一緒にということで、引き続き皆様の御協力を賜りながら円滑に会を進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○佐々木主任主査

それでは、この後の議事の進行につきましては、条例第3条第2項の規定により、新妻委員長にお

願いたします。

#### ○新妻委員長

それでは、議事の(1)を見ていただくと分かりますけど、委員長が選ばれた後、委員長職務代理者を指名することになっております。職務代理者につきましては、条例の第3条第3項で「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」となっております。

委員長職務代理者でございますけれども、これも前回の委員会に引き続いて、春日委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、春日委員に委員長職務代理ということで了解いただいたうえで、次の議案に入りたいと思っております。

まず、「いじめ問題に対する県条例に基づく対応について」ということでございますけれども、当委員会の会議の公開について、でございます。この公開についての確認をしたいと思っておりますので、まずは事務局の方から説明をお願いします。

#### ○千葉私学・情報公開課長

それでは、参考資料1の49ページをご覧ください。当委員会につきましては、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」が適用されまして、「3 会議の公開の基準において、原則公開とする一方で、県の情報公開条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当する事項について審議や調査等を行う場合などは、会議を非公開とすることができる」としております。

具体的には、特定の個人を識別できる情報や公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報などについて、審議や調査等を行う場合に会議を非公開とすることができるとされております。

本日の委員会につきましては、議事の(5)その他の中で、意見交換をお願いしたいと考えておりました。その際には、個人情報など、個別、具体的内容に話題が及ぶものと捉えております。従いまして、この部分に関しては、非公開相当と考えております。

なお、「審議会等の会議の公開に関する指針」4では、公開又は非公開の決定は、先程の会議の公開の基準に基づきまして、審議会等の長が当該会議に諮って行う、とされております。

#### ○新妻委員長

ありがとうございました。

ただ今事務局のほうから説明がありましたように、「審議会等の会議の公開に関する指針」ですが、これに則った形で基本原則公開、ということでございます。ただし、議事のその他のところで後で意見交換を皆さんにお願いしたいと思っております関係がありまして、その部分は公開の基準に定める非公開事由に該当する部分がありますので、この部分に限って非公開ということで処理したいと考えておりますがそれでよろしいでしょうか。

個別案件に関わるところだけは、そうさせていただきます。

それは御了解いただいた、ということで、次に進めたいと思っております。

今、御了解いただきましたように、本日の会議は一部非公開ということになりますことを、傍聴の方々等については、御了解いただければと思っております。

それでは、次の事案に入りたいと思っております。(2) 県条例に基づく対応のところ、事務局の方からの説明をお願いします。

#### ○佐々木主任主査

それでは、お手元の資料1と2をあわせてご覧いただきたいと思っております。

部長の挨拶にもありまして、県では、県内の中学生が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生したことを重く受け止め、「いじめ防止対策推進法」に則り、いじめ問題に迅速かつ機動的に対応するため、条例により3つの組織を設置したところでございます。

資料2の点線で囲んだ①②③の組織を設置しました。

まず、①の「いじめ問題対策連絡協議会」でございますが、条例施行前にも、要綱において運営されてきたものですが、いじめ防止等に関係する機関、団体の連携を図ることを目的として、医師会、弁護士会等関係団体、各校長会やPTAなど教育関係団体、県福祉総合相談センターなどの関係機関

により構成しております。

昨年12月の条例施行後の初会合では、各団体等におけるいじめ問題対策の実施状況について情報交換などがなされたところでございます。

次に、②の「いじめ問題対策委員会」は、条例により初めて、県教育委員会の附属機関として、図では黄色い枠が教育委員会関係であり、弁護士、精神科医、臨床心理士、社会福祉士、大学教授により構成され、いじめ防止対策の調査審議、法第24条に定める学校設置者としてのいじめ調査、法第28条第1項に定めるいじめ重大事態に係る調査を行うこととしております。委員は10名ということで、部会の設置も可能な体制となっております。

本年1月26日の初会合では、県内のいじめの状況等について報告がなされました後、想定される調査審議事項や今後の取組等について、質疑や意見交換がなされたところでございます。

最後に、③の「いじめ再調査委員会」は、要綱設置を経て、今般、条例に基づき知事の附属機関として設置され、法第28条第1項に定めるいじめ重大事態についての学校設置者又は学校による調査の結果について、知事が当該重大事態への対処のため又は同種の事態の発生の防止のため必要と認めるという場合に、再調査を行うものであります。

資料2では、一番下の方に示されておりますが、県の再調査委員会の対象となる学校は、図の中ほどになりますが、県が所轄庁である私立学校と県が学校設置者である県立学校となります。

それでは、具体的に条例の条文をご覧いただきたいと思っております。資料1の5ページをご覧いただきます。

「岩手県いじめ再調査委員会条例」第1条中、いじめ防止対策推進法第30条第2項、これは県立学校の関係を指し、第31条第2項は私立学校関係を指しますが、これらの規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査、これは学校の設置者又は学校が行う重大事態の調査であります。この調査結果について調査を行うため、知事の附属機関として設置するものでございます。

第2条では、委員会は委員5人以内で、法律、医療、心理、福祉等学識経験者の中から任命し、任期は2年としております。

第3条では、委員長の互選と、職務代理者について、先程手続していただいたとおりの内容でございます。

第4条では、専門の事項を調査審議するために、専門委員を置くことができるということで、いじめの形態が多様化している中で特定の専門的な事項の知識等が必要とされるケースを想定しているものでございます。

第5条では、委員長が会議を招集いたします。また、半数以上が出席しなければ開くことが出来ず、過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところと規定してございます。

第6条では、意見の聴取等ができる、ということで、外部の方を交えて説明や資料提供等を求めることができる、ということの規定しております。

第7条では守秘義務を規定しております。

第8条、庶務は総務部において対応させていただきます。

第9条では、その他運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、この条例は、昨年10月28日から施行という形になっております。

以上で説明を終わります。

#### ○新妻委員長

ありがとうございました。

ただいま、資料1にありますように「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ問題対策委員会」私どもの委員会であります「いじめ再調査委員会」この3つが法律及び条例に基づいて設置されるということになるわけでございます。その内容について説明していただいたところでありますが、この件に関して質問とかご意見があればお願いしたいと思います。

#### ○春日委員

一点質問があります。

岩手県はいじめ問題対策委員会について、教えていただきたいのですが、重大事態が起こった時の調査組織として学校が調査をして報告書をあげて、場合によってはそのまま再調査委員会が調査をすると捉えればいいのでしょうか。つまり、学校が調査をしたものを、更にいじめ問題対策委員会が二段構えで調査をするものなのでしょうか。それとも、場合によっては学校から直に上がってきたものを、

この再調査委員会で調査を催促するということもあり得るのかどうか、そのところを教えてください。

○新妻委員長

資料1に基づきますと、②と③の関係みたいなところですね。

○春日委員

そうですね。学校の調査報告が②を経由しないで、いじめ再調査をするということがあるものかどうか。

○大林生徒指導課長

②については、県立学校の重大事態に対する第三者的な調査ということになりますけれども、ケースバイケースではありますけれども、原則的にはそちらを通して、その上での再調査という流れになるのではないかと。

○春日委員

確認ですが、県立学校の場合は学校から基本的にはいじめ問題対策委員会が調査をした上で、三段目にこの調査委員会での再調査になるのでしょうか。

○大林生徒指導課長

原則としてはそうなります。

○新妻委員長

県立学校を例にとりますと、そこで何か重大事案が起こり、学校としては、そこでいろんな調査や報告書を作成して、それでもこのいじめ問題対策委員会で諮る場合もあるでしょうし。このいじめ問題対策委員会を飛ばして、学校から直接この再調査の方に回ってくるというのは基本的にはないと解釈してよろしいですね。

○大林課長

はい。

○春日委員

ありがとうございました。

○新妻委員長

関係性が三つもあるということで、基本的に役割の違いはあるようですが、いじめ問題対策委員会は県立学校も対象になるということは間違いのないと思いますので。

○春日委員

わかりました。ありがとうございました。

○新妻委員長

あとその他に何か質問意見等があればお願いしたいと思いますが。

特になければ、次の議題に移らせていただいでよろしいでしょうか。

それでは(3)に移りたいと思います。

「県内のいじめの現状について」事務局から説明をいただきます。

○佐々木主任主査

資料3「県内のいじめの現状について」をご説明させていただきます。

この調査の内容ですが、平成26年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の部分についての調査結果でございます。

調査結果の内容ですが、(1)としていじめの件数、ということで、公立学校、私立学校あわせた

合計といたしまして、認知件数が1,813件ということでございますが、実は平成26年度の調査においては矢巾町での事案を受け、また、初期調査において生徒数割の件数で都道府県の格差が80倍以上あり平成27年の8月に再調査がかけられており、その結果といたしまして1,813件となっております。

平成25年度の数値がカッコ書きでございますので、概ね倍程度になったということでございます。

(2)のいじめの校種別認知件数の推移は、平成26年度の数値を見ていただきますと、1校あたりの認知件数が、公立学校の小学校から高等学校まで概ね2件ないし3件ということでございます。カッコ書きは全国1校あたりの認知件数ということで、合計数の平成26年度を見ますと、全国では4.9で本県では3.0ということですが、学校規模の問題等もございまして、一概には比較できないものと捉えております。

(3)ではいじめの発見のきっかけということで、大きくわけて2つございます。学校の教職員等が発見した、というきっかけ、もう一つが学校の教職員以外からの情報により発見ということでございます。学校の教職員等が発見したというところは、本県では48.5%ということで、前年度も49.5%とほぼ同様であります。全国の数値は66.0%ということで、全国の方が学校の先生方の発見の率が高く、教職員以外からの情報により発見については、全国の方は少ないということがございます。

(4)いじめられた児童生徒の相談の状況、こちらについても、やはり先程の結果と同じように学級担任に相談というのが45.6%ございますが、全国値は53.9%ということで全国値より少なく、一方で保護者や家庭等に相談というのが本県では23.8%でございますが、全国は19.9%というような状況でございます。これは複数回答でございます。

(5)いじめの態様でございますが、こちらも複数回答でございます。上から順番に三つ目までが多い数字で、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」と、全国と同じ傾向が多い。ただ、高等学校の部分で、一番多いのが「冷やかしかからかい」ではございますが、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」が高等学校では2番目にきているという状況でございます。

(6)いじめの現在の状況、この調査が平成26年度の調査でございますので、この現在の状況というのは調査時の年度末時点、平成26年度末の状況でございますが、「解消しているもの」「一定の解消が図られたが継続支援中」合わせまして、合計で96.8%ということでほぼ全国値と同様の状況でございます。

(7)は学校におけるいじめ問題に対する日常の取組、ということでございまして、多いものからみますと「職員会議等を通じていじめ問題について職員間で共通理解を図った」「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」「いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った」こういったものが多くなっております。また、前年度との比較をしておりますので、県内の伸びたところを見ますと、先程の「校内組織体制の整備、教育相談体制の充実」が431から490、「学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めた」が140から251、「PTAや地域の関係団体等とともにいじめの問題について協議する機会を設けた」が62から105ということで、こういった対応が伸びているということでございます。

参考資料でございます。こちらは昭和60年度から県内全部のいじめの件数の推移を表しております。昭和60年度というのが鹿川君事件、葬式ごっこ事件といわれる部分で大きな数値がでております。その後、数値が少なくなっていくわけですが、平成18年度には北海道滝川市や福岡県筑前町でのいじめによる自殺の連鎖といわれるものであるとか、平成24年度には大津のいじめ自殺事件、ということがございまして、そういったところで大きな数値が出ているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

#### ○新妻委員長

ありがとうございました。

ただいま、県内のいじめの現状ということで、小・中・高校・特別支援学校も入っています、それから私立学校も入っておりますけれども、年度ごとの推移とか全国との比較のお話をいただいたところですが、何かお気づきの点とか、あるいはご質問したい点がありましたら、お願いします。

#### ○春日委員

二点ほどいいですか。

一つは、母数が少ないから、というのがあるとは思いますが、特別支援学校の件数が26年度は高

いのですが、件数自体も1校あたりの認知件数もこの年度が上がっているのですが、どういうことなのかなというのが一つ。もう一つは学校の教職員が発見したりとか、学級担任に相談をするというところが全国と比べて比率が低いというような話があったのですが、そのあたりはどうしてなのかな、どんなふうに捉えているのかということをお話していただけたらと思います。

#### ○新妻委員長

一つは、資料No.3の調査結果の概要の(2)のところ、特別支援学校の平成26年度のところが急に数値が上がっているというふうに一見見えるということですね。それから、今お話しいただいたのはその下の(3)と(4)あたりに関わって、いわゆる学級担任のところですが、全国の数値と比べると(3)も(4)も学級担任のところの数値がちょっと低いということですね。何かこれは、考えられている要因とか分析とかあるのでしょうか。

#### ○佐々木寛指導主事

特別支援学校で平成26年度の調査で件数が多くなっているということについて、お答えしたいと思います。特別支援学校ではいろんな児童生徒がいて、騒ぐとか暴れるとか他人に強くあたるとか、いろんなケースがあったと思いますが、学校の中で教育的指導の下に解決対応していたと。このいじめの定義にしたがって精査したときに、いじめの定義の要件に照らし合わせいじめに認定できるとして、結果、認知件数としてあがってきたと考えています。

二つめのいじめの発見のきっかけについて、教職員等の発見が全国に比べて低いということについては承知しておりまして、課題であると考えております。具体的な原因等については、分析しているわけではございませんけれども、教職員等がアンテナを高くして積極的に認知をしていくとか、あるいは生徒たちの様子を見るとかについて、県教委としても訴えているところでございます。

#### ○新妻委員長

特別支援については、今ご説明があったかと思いますが、いわゆる特別支援の子供たちの間でいろんなトラブル的なことが結構ある。それは今までは指導の対象として対応してきた面が一番多いけれども、改めていじめの定義に基づいて精査すると、従来のいじめという対象としては見ていなかった部分が今回は入っているということが大いに考えられる。私も特別支援学校を時々覗きますけど、おそらくそういうことかな、と思います。

もう一点の方は、定かな理由ははっきりしないけれども、全国と比べて学級担任というところの数値が(3)(4)とちょっと低いところが気になるということだと思うんですけども。

#### ○春日委員

多分、いじめ発見のきっかけが、他からの情報が他の県に比べて得やすい関係性があるのかな、と捉えれば、パーセントなのでこっちが上がればこちらは低くなるということなんだろうな、と思います。(4)で相談件数、複数回答可というような状況で、もう少し学級担任に相談というようなことを気軽に、というところが課題かなというお話がありましたが、それに向けて何か取り組みをしようとしているところがありますか。

#### ○佐々木寛指導主事

学級担任に相談しやすい環境づくりを、というところですね。それについて、基本的には年度によってもパーセンテージは違いますけれども、直接、児童生徒から相談を受けるという場合もありますが、教員のほうから面談という形で、いじめ以外にもいろんな状況で教員の方から生徒に面談をする機会を設けて、生徒が「相談ができる」ということを理解してもらうように、クラス全員面談とか学年全員面談とか教育相談面談とかいった形でコミュニケーションをとることをまず前提にして、それに基づいて何かあった時には相談できることを理解してもらうように努めている、と考えております。

#### ○新妻委員長

お話いただきましたように、先程のいじめの発見のきっかけも担任任せではなくて、多様な手法・方法があればそれに越したことはない。そうすると、他が発見の手法として大いに活用されるとこっちは数値的に下がってしまう、ということもあると思うのですが、それであれば、多様ないじめの認知の仕方のなかで、担任の役割というものは数値的に下がって見えるという、実態がそれであれば一番望ましいと思うのですが。ただ(4)のほうは子どもと担任との関わりとか関係性の取り方



とかが実態的に特に問題がなければ、これも多様な方法でということの一つになるのですけども、そのあたりを精査してみないとちょっと分かりづらいところがあると思うんですけども。

今お話しがあったように、この関係づくりについてはおそらく課題として教育委員会でも考えているものの一つだと思いますので、その教師と子どもの関係性ですね、学級ですから学習集団だけでなく生活集団的な要素が強いわけなので、そのあたりの関係性の作り方がテーマになるだろうということだと思います。

あと、数字的に見て、春日委員から質問があった全国との傾向と違う数字が出ているところで、すごく極端な違いはないということのようでございますけれども。

#### ○千葉委員

議論はされていることだとは思いますが、4ページのいじめ発生状況の推移は、数字の動向だと思いますけれども、先程説明があったように突出した時期は何かの注意を喚起するような事柄が起きて、今年度も26年度も再調査というような取組があったのかな、と思いますけれども、ただあまりにも突出して、並べた時の数値の差というか優位性をどういうふうに見ればいいのか、この数字だけからはちょっと見えない。あるいは、多くなった後低減してきているのは、現場のいろんな取組の困難性とかそういったものを表しているんだろうと思いますけれども、この数字の違いについての捉え方について、どのような整理がされているんでしょうか。

#### ○大林生徒指導課長

今の千葉委員の指摘ですけれども、平成18年度が大きく岩手県の数値も全国の数値も上がっていて、この時にいじめの定義が変わったという経緯がございます。先程、事務局で話しましたように、全国でいじめの連鎖、いじめの自殺の連鎖があったという経緯がございまして、文科省のほうで大きく定義を変えた、というところがありますし、24年度は大津のことがありまして、25年のいじめ防止対策推進法でまたいじめの定義が変わったという経緯がございまして、あとは26年度につきましては、再調査がありましたけれども、それについて国からの通知文書の中のいじめの捉え方でも具体的になりつつあった表現がありまして、ということでの数値の違いがある、ということになります。

ただ、8月17日付の文科省の文書でも、例えば、日本でいじめ自殺等があった場合にはすごく認知件数が増えるけれども、その後どんどん認知件数が下がってくるというのは、いじめが減少したというよりは感度の部分が低くなっているのではないかというような表現がありましたので、そこはいずれ、今回の再調査に関わる通知文書をしっかりと改めて周知をさせながら、いじめの認知についてしっかりと学校に捉えるように、という話をしておりました。

#### ○新妻委員長

今お話のありましたように、定義が変わって広い捉え方になったときに、ぐっと数字的に上がったり、あるいは再調査となったときにまた上がったりという、大きく上がる時にはそういう背景がありそうだとすることはその通りだと思いますが、

ただ、裏側にある問題は、その時は上がるけれども、それもストンと下がっていくことについては、大林課長から感度の問題という話があったんですが、そっちのほうの問題かもしれないというあたりが課題だと思うんですけども。

改めて、構えてやるとそれなりの数値があって、ちょっとトーンダウンすると数値が減っていくのは無くなったという意味ではなさそうだと、いう、捉え方の問題や感度の問題がもしかしたら強く作用しているかもしれない。そのあたりがちょっと問題なのかもしれませんね。

それ以外どうでしょうか。

一応、全体的に数値的に見た場合の岩手の現状ということにはなるとは思いますけれども、ご質問等もいただきましたので、数字の捉え方について我々も少し考えていかなければ、と思います。

特になければ次に進みたいと思います。

続いて、(4)県内における中学生自殺事案への対応についての議題について、まずは事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

#### ○大林生徒指導課長

これは私の方から。資料は4-1をご覧ください。

昨年起こりました矢巾町の事案と一昨年滝沢市の事案について報告いたします。

資料4-1でございますけれども、この資料では亡くなった生徒の父親を「父親」と表記しておりますし、いじめを苦に2011年に自殺した大津市の中学生の父親を「大津市A氏」と表記しております。何箇所か出てきますのでよろしくお願いいたします。

事案の発生は、7月5日（日）の午後7時35分頃です。電車の運転手の話によりますと、電車がホームに入る直前、亡くなった男子生徒A君はホーム内をぐるぐる回るような動きをした後に水泳のさか飛び込みをするような形で線路に落ちて亡くなった、と。学校には午後10時過ぎに警察から連絡がありまして、その後矢巾町教委、県教委に第一報が入りました。

6日、学校では生徒の登校時間を遅らせ、15時過ぎに全校集会を開き、校長から生徒に状況説明。

7日は全校生徒に対する調査を開始、同日、保護者説明会と記者会見が開催されました。

教職員に対する調査は9日から開始されました。

通常、自殺事案が発生した場合の基礎調査は、教職員と児童生徒は同時進行又は校長による教職員からの聞き取りが先行する形になるわけですが、なぜ当該校の教職員に対する調査が遅れたのかという一因ですが、みなさんご存じのとおり、本事案に係る報道、特に生徒と担任とのやりとりを記載しました生活記録ノートの写しの映像が6日以降朝・昼・晩と首都圏のテレビ局を含めて連続して報道されましたし、新聞等にも掲載されました。学校には、新聞・テレビ又は週刊誌等の取材が殺到して、校長が連日その対応にあたっていたために、教職員の調査に支障が出たという一因になっております。連日報道されておりました生活記録ノートの写しは、この時点では当該校になかった。調査を進める上でも大きな支障となりまして、学校が父親の承諾を得てノートの写しを紫波警察署から手に入れたのが10日（金）の夕方になっております。

今回の自殺事案に係りまして特徴的なこと異例なこととしてあげられることは、7月10日文科科学大臣の指示により文科省児童生徒課の職員が矢巾町教委に対して指導助言を行ったこと。

7月13日以降になりますけれども、父親がNPO法人全国いじめ被害者の会の代表や大津市のA氏とともに矢巾町教委等に要望書、申し入れを行ったこと、これはいずれも県内では初めてのことであります。

第三者委員会の人選については、7月中旬には矢巾町教委からの要請によりまして、県教委を通じて弁護士会等各団体の方に推薦依頼文書が送付されたわけですが、このような経緯がありまして、それが白紙になったという経緯もございます。

県教委の対応といたしましては、事案発生から調査等への助言や生徒・教職員・保護者の心のケアのために複数の指導主事及びスクールカウンセラーを緊急派遣いたしました。土曜日日曜日を含めて約4週間。これだけ長期にわたっての対応も初めてであります。

また、事案発生以降ですけれども、学校・矢巾町教委・県教委には全国各地から抗議等の電話が朝から晩まで鳴り止まない状態が続きましたし、特に学校には、大変脅迫的な内容も多数含まれていたということでした。県教委ではこれらの電話に対応するために、7月11日（土）から7月下旬まで県教委または教育センター等から学校及び町教委に電話に対応するための指導主事等を派遣しました。

学校の動きに戻りまして、調査といたしましては生徒への聞き取り、担任を含む教職員への聞き取り等を終了し、25日に調査書を完成させ26日の午前中に父親、この時には大津市のA氏も同席していましたが、調査結果を報告。調査報告書では、いじめ防止対策推進法の定義に照らし、六つの事案についていじめと判断し自殺の一因であったと記されておりますし、亡くなった生徒A君からのSOSに対して学校全体としての危機意識、情報の共有等組織対応に問題があったと記されております。

同日、午後5時から保護者説明会、2時間超かかりましたけれども、保護者説明会では非難の声が保護者からはほとんど出ずに、保護者が学校と一緒に立ち直りに向けて取り組もうという前向きな発言が続いて、その度に体育館の中に拍手がおこるという状況だったと聞いております。

警察関係の動きといたしましては、24日の終業式の後、紫波警察署及び県警本部による亡くなったA君と同じクラス全員に対する聞き取り、26日には父親が県警本部に告訴状を提出し、県警はそれを受理しているという状況。

このような状況の中で、当該校の生徒・保護者・教職員がどのような状況だったかということでもありますけれども、まずは当然のことではありますが、大きな衝撃を受け、大変心を痛めているのもありましたし、保護者の中には、子どもを取り巻く環境への不安や心配をするものもありました。あと、報道関係者から生徒・保護者が直接取材を受けたこと、かなり強引な取材もあったと聞いております。そういうことで勉強や部活動に集中できない、子どもを一人で外に出すことが出来ない等の訴えを学校長・教委に寄せられた。そういう動きから生徒を守るためにPTAの自主的な取組として通学路での見回り活動が行われた。一方、三年生の生徒有志からいじめ撲滅等に向けた全校集会の開催の要望が出まして、これは夏休み明け8月28日に開催しております。

非常に問題というか大きな影響を受けましたのが、インターネット上の様々な投稿。具体的には在校生や教職員の实名、自宅等をさらす書き込み、写真の掲載、遺族を中傷する記述等が相次いだことによりまして、子どもだけではなく保護者・教職員への影響も大きなものになりました。

このような書き込みについて、プロバイダーへの削除依頼や警察等への相談も行われましたが、根本的な解決には至らず、改めてインターネットの恐ろしさを痛感しております。

なお、今お話ししました生徒・保護者・教職員等への影響につきましては、二学期以降は落ち着いた状況になった、と聞いております。

矢巾町教委の第三者調査委員会は、9月7日に第1回委員会を開催し、1月末現在で10回の委員会を開催しております。

このような中での県教委の対応ですけれども、本事案への対応については、亡くなった男子生徒の命の尊厳を起点にしつつ、同様の事案の再発防止に向けて出来る限りの対応策を講ずる、という考えのもとに、知事・教育委員長連名のメッセージの発出や「学校いじめ防止基本方針」の調査を通じた取組の強化、夏休みですけれども、県内の校長等を対象にした臨時の校長研修会を開催、いじめの認知件数の再調査を行いましたし、9月議会におきまして、先程事務局から説明がありましたいじめ防止対策にかかる3つの条例を提案し、可決となりました。

11月26日に開催しました「いわて教育の日」の10周年記念における宣言、いのちの尊重、いじめ防止を内容とするポスターを作成しまして県内の公立、国立、私立の小・中・高・特別支援学校の全クラスに掲示できるように配付いたしました。

12月2日に岩手県いじめ問題対策連絡協議会の開催、1月26日に岩手県いじめ問題対策委員会の開催。今後の対応といたしましては、「学校いじめ防止基本方針」の実態調査を今年度末に改めて行いたいと思っておりますし、今後行われる各種研修会での教員研修の充実、各学校が抱える解決が困難ないじめ問題に係る相談・対応のために指導主事等が学校訪問を行うというようなこともやっていきたいと考えております。

なお、資料4-2には知事・委員長のメッセージ、11月26日に行われたいわて教育の日の集いにおける宣言、裏面には啓発用のポスター、小学校低学年用・高学年用・中高年生用と3種類作りまして載せておきましたのでご覧いただきたいと思います。

続きまして資料4-3をご覧ください。滝沢市立中学生徒のいじめに関する第三者調査委員会調査報告書、これは100ページくらいあるものですが、その概要を示したものが資料4-3でございます。

調査の概要としては、平成26年9月26日から半年の調査期間を要しております。調査としては、生徒対象のアンケート、教職員対象のアンケート。聞き取り調査対象は、生徒、教職員関係者など合計75人、本委員会の開催は全20回で、委員会開催以外の調査等で53日を要した、と。

いじめの認定については、いじめ防止対策推進法の定義に基づきまして、以下二点についていじめと認定しました。

自死といじめとの関係の考察であります。これは読み上げたいと思っておりますが、「A君は、いじめ及びその他の要因が競合し、学校生活に喪失感、失望感を深めて、自死に至ったものと推察される。つまり、いじめが直接の原因になったと捉えることはできないが、いじめと自死との間に「ある一定の関連性」があったものと考えられた。遺書などA君自身の真意を確かめる術がない状況において、真実を完全に解き明かすことは困難であり、更に『子どもの自殺の多くは様々な原因からなる複雑な現象』であることから、A君の尊厳を守るためにも、A君の自死を単純化して捉えることは絶対に避けなければならないと考える。」

事後対応といたしましては、学校は特別な配慮を必要とする生徒への対応、遺族への対応、保護者説明会の在り方と説明内容、生徒への事実確認の聞き取りなどに課題があった、と。市教委は学校調査委員会の設置の在り方と取組、報道対応などに課題があったと記されております。

最後、提言になりますけれども、(1)個々の生徒を理解することの重要性を再認識する、をはじめ四つの定義がなされました。

かなり省略した部分もございますけれども、以上が矢巾町と滝沢市の事案についての説明となります。よろしく申し上げます。

#### ○新妻委員長

ありがとうございました。

矢巾町の事案とそれから報告書の話題になりましたけれども、3月25日付けとほぼ一年近く前のこととなりますが、調査報告書を元にして概要について資料4-3でご説明いただいたところです。

書ききれない部分とか多分いろいろたくさんあると思うんですけど、全体の流れ、筋としてはこう  
いうことだなと思います。

この件につきまして、何かご質問等があればお願いしたいと思いますが。

矢巾町の現在の委員会は、これから先どれくらいまでやるとか見通しはありますか。

○大林生徒指導課長

ちょっとそこはわかりませんが、今月も既に1回やったという話で、ちょっと終了の見込みは現  
段階では未定だということです。

○新妻委員長

滝沢市のケースを見ると、もしこれと同じくらいの回数を要すると仮定すると、今年度中というの  
はちょっと厳しいような状況ですね

○大林生徒指導課長

3月末までにはというのは、ちょっと難しいのではないかなと予想されます。

○吉田委員

矢巾町の委員です。確かに今年度中は厳しいかな、というところで、非常に力がいらいます。人手が  
いらいますし、時間もかかりますし、神経も使いますし、非常に大変ですが。

先ほど、規定のところ少し言おうかどうか迷ったんですが、今の矢巾の委員会というのは、6人  
プラス補助委員で弁護士3人入ってもらっている。この9名に守秘義務があり、労力かかることもこ  
の9人でとにかくやろうとやっているんですが、こちらでまた再調査ということが実際起きた時に、  
おそらくこの5人では完結できないので、そこで専門委員を置くということができると書いてますけ  
れども、矢巾の件と同様に補助として少し専門職の人を足すということは可能なのでしょうか。一応  
聞きいておきたい。

○新妻委員長

仮に重大な事態があって、この再調査委員会をやると。専門委員を置くことはできるとなる。

矢巾町の町の委員会のほうは、委員プラス補助委員という。

○吉田委員

滝沢市もそうですけれども、補助委員で弁護士にきていただいている状況ですよ。

○千葉私学・情報公開課長

お答えいたします。

やはり5名では足りないという場合も想定されると思いますので、その場合は専門委員とか事務局  
体制といいます調査体制を強化した上で取り組んでいく必要があるかと考えております。

○吉田委員

そこは可能だと。

○新妻委員長

そういう体制はとれるということになっているわけですね。ありがとうございます。

資料裏面のインターネットの問題だとか、あと、子どもたちの動きもあったということとか。大変  
な面と子どもたちがぐっと前に一歩進んでくれたという面がある。

○吉田委員

今回の矢巾町の件は、報告書がこれから出ていくと思いますけれども、このインターネット被害に  
関しては本当に県レベルではないんでしょうけれど、何とか対策を講じていかないと。これは多分何  
度でも繰り返される、多分いじめのたびに死ぬたびにおきていくし、被害者の味方ももちろん大事な  
んですけども、加害者もそうですし、加害と関係ないような周りの方々もかなりダメージをおって  
いるのは確かなので、これは問題にしていく必要があるのではないかと感じます。

#### ○新妻委員長

おそらく今回いじめ事案なので特にというのものもあるんでしょうけど、いじめ事案じゃなくてもそういう問題話題は常につきまっています。

これはこれとして、大問題だと思います。

#### ○大林生徒指導課長

その件について、情報モラルといいますか、インターネットの様々なことも含めて、小学校、中学校、高校のそれぞれの発達段階でやはりかなり大きな問題であると。単にスマホがどうのこうのという話ではなくなっていますので、そこについてはいずれ県教委のほうでも様々な機会に小中高の校長会と連携しながら対策を考えていかなければならないかなとは思っております。

具体といたしましては、県の教育委員会のほうでは、総合教育センターの方でスマートフォンとタブレットをあわせて100台くらい購入しまして、それに関わるインターネットでのソフト開発もやって、既に自身体験をからめた研修を今年の秋くらいから始めている状況でありますので、そういうこともやりながら、例えば各学校では民間の情報関係の会社から講師を招いて講習会をやっておりますし、警察のほうにも同様にインターネットに関わる若しくは情報モラルに関わる研修等もお願いをしてやっている状況等もありますので、そういうこともやりながら。あとは、矢巾町でも様々な動きがあったわけですが、学校の生徒会とか児童会とか子どもたちの自主的な動きもあわせながら、このネットに関わる情報モラルのことについては取り組まなければならないかな、と。

#### ○新妻委員長

いじめの岩手県の現状の中でも、中高生あたりになるとネットを使ったものが数値的に上がり始めているところがあって、今、各学校でも、総合教育センターも出前でいろいろやったりとか、様々なご苦労はされていると。

聞くところによると、岩手県の教育振興運動のようなものを県民共通の課題テーマとして掲げて、まさに学校だけではなく地域全体でという方向で進めているという話も聞いてはいますけども。やはり県内もそういった体制をどう作っていくかということと、あとネットになると県レベルの問題じゃなくなる話でしょうから。これは吉田委員が言うようにそれぞれのところでどうするかという問題と、どうやったら全国的な問題として対応できるかですね。これは相当大きい、これからますますというところでしょうけれども、使い方を一歩間違えると大変なことになるという一つの見本かもしれません。

では、この県内の中学生のことでお話をいただいたところですが、今どういう状況になってどういう対応をしてきたかということが中心的なことをございまして、特になければ、その他の方に移らせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

まず、その他ですけれども、まず事務局の方から何か、先ほど個別事案という話もございましたが、その前の段階で何かありましたらお願いしたいと思います。

#### ○佐々木淳一指導主事

それでは参考資料3に基づいて、「いわていじめ問題防止・対応マニュアル」について報告させていただきます。

昨年度の要綱設置であった委員会でも、こちらのマニュアルを策定中という報告をさせていただきましたが、県教委として各学校のいじめ防止又は早期発見・早期対応の取組の支援をするため、2015年の5月に初版本を発行させていただきました。また、その後、矢巾町での事案の発生及び文部科学省から新しく通知等が出ましたので、一部改定を加えまして10月に増補版を発行ということで、現在もこちら各学校で利用ができますように総合教育センターのホームページでアップロードしております。また、一般の方もインターネットで参照することができますので、県内どなたにも目にすることができるといようになっております。

具体的には、やはり教職員が直接こちらを使用して指導するというのを考えておりますので、まずは、いじめ防止対策推進法についての理解をしていただく、そして、いじめを認知するためにもいじめというものがどのようなものということを改めて定義で確認してもらうことで、基本認識の確認をしております。やはり、いじめの認知となったときに、人権侵害になったレベルでいじめだ、という捉えをしている人がまだいらっしゃいます。いじめは「苦痛」がいじめであるということになっておりますので、いわゆる大人の目から見てもハードルが下がっていることを改めて確認して、いじめを認知していくことをすすめております。また、いじめの未然防止、いじめの発見という具体的にど

のような対応をしていくのかということをおたづねしております。

いじめへの対応では、発見した後どのように連携して取り組んでいくかということです。各学校ではいじめ防止基本方針を策定しておりますので、この骨子に基づいて対応ということがこの中に加わっております。また、今、委員の方からもご指摘のありましたネット上のいじめの対応については、非常にこれは発生すると解決が難しくなっておりますので、このあたりにも様々リンクを張りまして、様々な資料等を参照できるようになっております。

また、重大事態への対処ということでは、やはり各学校も事案が起こってからではどのように対応していいかわからない、ということがありますので、重大事態について発生したらどのようにするのかということをお行政側からもアプローチはしますが、各学校が主体的に調査等に取り組めるようにこのフローを載せているところであります。

また、資料を豊富につけています。例えば、学級担任が様々ないじめを発見するということがあげられましたが、後ろの資料3では、それぞれの先生方がいじめを見つける観点の一覧も参考としてつけております。例えば、学校場面ごとにどんなときにどんな行動があったらいじめではないかというふうに見ていくとか、若い先生からベテランの先生まで一つの参考資料として活用できるように作られております。また、各学校では、毎年度、いじめに関するアンケートを行って教育相談し、その中でいじめを発見していくという取組を推進しております。県内全ての学校で100%アンケートを実施していくことを目指して取り組んでおりますので、これについても各学校を支援するようにアンケート等の様式の例を載せています。各学校が自分の学校でこれが必要だというものをおすぐ取り出せるような形で作られております。これは、この段階で10月の発行になってはいますが、まだ完成形とも考えておりません。随時、また新しい文部科学省からの通知や様々な事案が発生した際には見直しをかけながら、常に最新のアップロードしたデータを一番いいかたちで教職員に使っていただければ幸いです。これからは随時更新してまいりたいと思っております。以上、報告です。

#### ○新妻委員長

ありがとうございました。今ご説明ありましたように、防止・対応マニュアルということで、非常に章構成、内容とも豊富なものになっています。資料編も使いやすいかたちになっている。引用文献なんか見ましても、ずいぶん幅広いところからひっばって作られているんだなあと感じましたけれども。

今お話のありましたように、現段階ということであって、新しい見方・考え方なり方法なりが出て参ります。あるいは、国の方も新たな動きがあれば随時それを入れ込みながらいいものに改編していくという性格のもので、ということだと思います。

この中身、パッと見ていただいたというだけではあるかと思いますが、何かお気づきの点とか聞いてみたいところとかありましたらお願いします。

#### ○春日委員

32 ページに「心とからだの健康観察」が載っていて、心とからだの健康観察は震災の年から毎年全県の小・中・高・特別支援校で調査しており、しかも経年で追うことができるのは、全国的にもこのような調査はないと思うのですね。スクールカウンセラーで行くといろんな情報がたくさんある。ここにも書いてありますが、当時から今とは「つらかったこと」って変更しているの、そういうことから子どもたちの状況、例えば心身の不調もでてきたり、というのもあるし、それから「話を聞いてほしい」というのが出てきたりというのもあるので、いじめということで調査をすることももちろんですが、この岩手が独自でやっている「心とからだの健康観察」というのが、学校によってとても上手に利用している学校もあるし、ほとんどお蔵入り状態の学校もあって、これが活用されて、声が拾えて活かされるといいなって思うところです。ぜひ先生たちが、やっただけでは全然意味がないので、やったものを踏まえて子どもたちの声を聴きとって関わっていくということをぜひ啓蒙というか広めていただきたいなと切に思います。

#### ○新妻委員長

ありがとうございます。32 ページの「オ」に「心とからだの健康観察」ということがあって、県教育委員会が独自にやっているということで、2011 年度からですから、相当蓄積はありますよね。

#### ○春日委員

しかも、一人の子の経過が分かるって、本当はないですよ。全国的にもない調査です。

○新妻委員長

いじめに焦点をおいたポイント調査も大事だが、裾野というべきか子どもたちの日常というべきか、そういうもので、「話を聞いてほしい」という数値が上がっているという書き方もありますので、さっき話題になった、担任と子どもの関係とか作っていく上での、ある意味ベースになるのかもしれない、という気もいたします。春日委員からあったように、いじめにポイントをしばった調査もさることながら、是非これをもっと活かせるように、ということだと思えますけれども。

あと、どうでしょうか。特になければ、次のことにつきまして、事務局の方からお願いいたします。

○千葉私学・情報公開課長

次回以降の当委員会の運営につきまして、あらかじめ委員の皆さまにお諮りしたいと考えまして、事務局において委員会の運営要綱案及び傍聴要領案を作成いたしましたのでご説明いたします。

資料No.5、本再調査委員会の運営要綱案でございます。この要綱の趣旨でございますが、再調査委員会条例の第9条の規定に基づきまして委員会の運営に必要な事項を定めるものでございます。

要綱の内容につきましては、会議の招集、会議の公開及び会議録の作成、会議録及び配布資料の公開等基本的な事項を定めるものでございます。

裏面をごらんください。これは当再調査委員会傍聴要領でございます。内容は、傍聴する際の手続きや秩序の維持等について定めるものでございまして、本県の他の審議会と同様の内容のものでございます。

以上で説明を終わります。

○新妻委員長

再調査委員会自体は条例に基づいて作っているもので、具体的な運営の要綱ということですが、最初に話題になりました会議の公開もありますし、会議録の作成をするということもあります。それから裏面の方は傍聴も基本的な県の方針に基づいてやっていきます、ということでもございましたけれども、その要領ということで手続きとか秩序維持について書いてあります。これは他の審議会に準ずるもので内容的に全く同じものというふうに捉えてよろしいわけですね。

こういったものに基づきながら会議を今後運営していくということでもございます。これについて何かご質問等があればお願いしたいと思えますが。

特になければ、今お話しましたように要綱にも基づきながらこれから会議を運営させていただくことにしたいと思えます。裏面にあります傍聴要領に基づいて会議は公開ということが基本原則だということをお聞きいただき、これから進めて参りたいと思えますのでよろしく申し上げます。

それでは、ここから先のことになりますけれども、事務局からお話いただきたいと思えます。

○千葉私学・情報公開課長

時間がおしておりますけれども、会議の冒頭で説明させていただきましたが、ここで委員の皆さまには個別具体的内容について、意見交換をお願いしたいと考えてございます。

○新妻委員長

それでは、先程来話題になっておりました傍聴非公開ということで、これより個別事案についての意見交換となりますので、これ以降の会議については非公開ということにさせていただきますと思います。傍聴の方々とは報道機関の方は申し訳ありませんがご退席をよろしく申し上げます。